



平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 バ ナ ー ズ
代 表 者 代表取締役 守屋 武
(コード番号 3011 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役総務部長 藤牧由亘
電 話 (048) 523-2018

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 62 回定時株主総会に定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1)第 62 回定時株主総会に付議される第 1 号議案（株式併合に関する議案）が承認可決されることを条件として、現行定款第 6 条で規定する発行可能株式総数を減少するために所要の変更を行うものです。

(2)上記(1)の変更の効力は、上記株式併合の効力発生日をもって生ずる旨の附則を設けるものです。なお、本附則は株式併合の効力発生日経過後これを削除いたします。

(3)単元未満株式を有する株主様の株式売買の利便性を高めることを目的として、単元未満株式の買い増し制度を導入するために所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>4 億 4,500 万株</u> とする。	第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,450 万株</u> とする。
第 8 条（単元株式数） 当社の単元株式数は、100 株とする。	第 8 条（単元株式数） 当社の単元株式数は、100 株とする。
(新設)	<u>第 9 条（単元未満株式の買い増し）</u> <u>当社の単元未満株式を有する株主は、その所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対し請求することができる。</u>

	以下、項番繰り下げ
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>第8章 附則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(第6条の変更)</u></p> <p><u>第44条 第6条の変更は、当会社の第62回定時株主総会の第1号議案にかかる株式の併合の効力発生日をもってその効力を生ずるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(附則の削除)</u></p> <p><u>第45条 前条及び本条は、前条の株式の併合の効力発生日の翌日をもって、これを削除するものとする。</u></p>
(新設)	
(新設)	

3. 日程

- 平成 23 年 6 月 29 日 第 62 回定時株主総会（予定）
- 平成 23 年 6 月 29 日 定款変更の効力発生日（第 9 条、第 44 条、第 45 条）（予定）
- 平成 23 年 10 月 1 日 定款変更の効力発生日（第 6 条）（予定）

4. その他

上記定款一部変更議案に関連して、平成 23 年 5 月 13 日開催の当社取締役会にて、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の当社第 62 回定時株主総会において株式併合に関する議案を付議することを決議しております。株式併合の件につきましては、本日開示いたしました「株式併合に関するお知らせ」をご覧ください。

以上